

当別町いじめ防止基本方針

平成 26 年 12 月
当別町教育委員会
(平成 30 年 4 月改正)

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせるものであるという認識にたち、いじめ防止と根絶のため、本基本方針を策定する。

当別町は、この基本方針に基づき、社会全体でいじめ防止と根絶のための取組を推進し、いじめのない学校・社会を実現する。

当別町教育委員会

目 次

第1	いじめの定義	1
第2	いじめ防止対策の基本的方向性	
1	基本理念	2
2	基本的方向性	3
	(1) 未然防止	
	(2) 早期発見	
	(3) 対処	
	(4) 解消の判断	
	(5) 地域や家庭との連携について	
	(6) 関係機関との連携について	
第3	いじめ防止対策の内容	
1	基本方針の策定と組織の設置	5
	(1) 基本方針の策定	
	(2) 組織の設置	
2	教育委員会が実施する施策	6
	(1) 未然防止	
	(2) 早期発見	
	(3) 関係機関等との連携等	
	(4) 教職員の資質能力の向上	
	(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進	
	(6) 啓発活動	
	(7) いじめ発生時の対応	
	(8) 学校評価における留意事項	
3	学校が実施する施策	8
	(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	
	(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	
	(3) 未然防止	
	(4) 早期発見	
	(5) 対処	
第4	重大事態への対処	
1	重大事態の意味	13
2	教育委員会及び学校による調査	13
	(1) 重大事態の報告	
	(2) 調査の実施	
	(3) 実施する調査の内容	
	(4) 心のケア	
	(5) 調査結果の提供及び報告	
3	調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置	14
	(1) 再調査	
	(2) 再調査の結果を踏まえた措置等	

第1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）2条において、「いじめ」は次のとおり規定されている。

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

<解説>

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

例えばいじめを受けていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

「一定の人的関係」とは、学校・学級や部活動、塾やスポーツ少年団等、学校の内外を問わず、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること等を意味する。外見的にはけんかのように見えることでも、いじめを受けた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（以下「学校いじめ対策組織」という。）を活用して行う。

第2 いじめ防止対策の基本的方向性

1 基本理念

法第3条の基本理念に準じ、いじめの防止に取り組む。

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

なお、取組みを進めるにあたっては、次の点に留意する。

ア 「いじめを受けた児童生徒にも、何らかの原因・責任がある」という考え方はあってはならない。児童生徒をいじめに向かわせることのないよう、いじめの未然防止に努める。また、発生したいじめに対しては、関係者相互の連携の下、早期に解消する。

イ 児童生徒が発達の段階に応じて、望ましい人間関係を自ら構築していく力を育む。具体的には、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付けさせる。また、児童生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことで、将来の夢や希望をしっかりと持ち、主体的に個性や能力を伸ばし、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育む。

ウ 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。グループ内の「けんか」や「ふざけ合い」を軽く考え、気付いていながら見逃してしまうこともあり、ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢が必要である。

エ インターネット上で誹謗中傷が行われ、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については、法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

オ いじめを受けた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合もあることや、多くの児童生徒が被害児童生徒としてだけでなく、加害児童生徒としても巻き込まれ被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する必要がある。

カ いじめは、加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題

(例えば無秩序性や閉塞性)、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、見て見ぬふりをし、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

2 基本的方向性

いじめは、どの集団にも、どの学校にも、どの子供にも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害である。そのため、いじめを防止するには、特定の子供や特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。

いじめの防止等のための対策を進めるため、全ての児童生徒の自己有用感や自己肯定感を育成する取組を、学校だけでなく、家庭、地域住民、行政その他の関係者がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に連携協力しながら進める。

(1) 未然防止

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうる。より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる家庭生活・学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

また、これらに加え、いじめの問題への取組の重要性について町民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

(2) 早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、学校や教育委員会は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

(3) 対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめを行ったとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。このため、教職員は平素より、いじめを把握し

た場合の対処の在り方について理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

(4) 解消と判断

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があり、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続（相当の期間とは少なくとも3ヶ月を目安とする。）していること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた・いじめを行った両方の児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。当該児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで当該児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には、消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

(5) 地域や家庭との連携について

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。PTAや町内会等、地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を活用するなど、地域・家庭と連携した対策を推進することが必要である。

(6) 関係機関との連携について

いじめの問題への対応においては、必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所等）との適切な連携が必要であり、平素から、学校や教育委員会と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

第3 いじめ防止対策の内容

1 基本方針の策定と組織の設置

(1) 基本方針の策定

法第12条の規定に基づき、本町におけるいじめの防止等のための対策をより実効的なものとするため、当別町いじめ防止基本方針（以下「町の基本方針」という。）を定める。また、本基本方針をより実効性の高いものとするため、点検及び検証を行い、必要に応じて見直しを行う。

第十二条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

(2) 組織の設置

ア 重大事態発生時における教育委員会の附属機関

法第28条第1項に基づき、いじめの重大事態が発生した場合、その事態に対処し、事実関係を明らかにするとともに、当該重大事態と同種の事態の発生を防止するための組織を教育委員会に設置する。

なお、組織の構成については、弁護士や学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生を防止するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

イ 重大事態の再調査を行う町長の附属機関等

法第28条第1項による重大事態に係る調査結果の報告を受けた町長は、法第30条第2項の規定に基づき、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生を防止のため必要があると認めるときは、弁護士、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する第三者による附属機関を設けて調査を行うなどの方法により、調査の結果について調査（再調査）を行う。

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生を防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

2 教育委員会が実施する施策

(1) 未然防止

- ア 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、「特別の教科道徳」をはじめ、全ての教育活動を通じて行われる道徳教育及び体験活動等への支援を図る。
- イ 学校の教育活動全体を通じた人権に関する教育を推進し、指導に当たっては、いじめは重大な人権侵害に当たり、被害児童生徒、加害児童生徒及び周囲の児童生徒に大きな傷を残すもので、決して許されるものではないことや、いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ることを理解させる機会を充実する。
- ウ 学校で行われる学級会や児童会・生徒会活動等において、児童生徒同士がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合えるよう、児童生徒自らがいじめの防止に取り組む活動に対する支援を行う。
- エ 「発達障がいを含む障がいのある児童生徒」や「海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒」、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒」、「災害等による被災した児童生徒」等、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- オ いじめの未然防止に向けて、幼児期の教育においても、発達の段階に応じ、他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるよう、取組を推進する。

(2) 早期発見

- ア 北海道教育委員会が実施する児童生徒に対する定期的な調査等を活用し、いじめを早期に発見する。
- イ 児童生徒及びその保護者、教職員がいじめにかかる相談を行うことができる体制整備を図る。
- ウ スクールカウンセラー等の配置に努める。
- エ 学校におけるいじめの防止等の取組の実施、校内研修の実施状況や、定期的なアンケート調査、個人面談の取組などいじめの実態把握の取組状況について把握する。

(3) 関係機関等との連携等

- ア 児童生徒のいじめの防止等のための対策が、関係者の連携のもと適切に行われるよう、学校や家庭、PTA や学校運営協議会、人権擁護団体等と個人情報取り扱いに留意の上、関係機関等の連携の強化や、その必要な体制整備を図る。
- イ 保護者が、法及び北海道いじめの防止等に関する条例（以下「条例」という。）に規定された保護者の責務等を踏まえ、その保護する児童生徒の規範意識等を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置や周知など、家庭への支援を行

う。

第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

ウ いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導やその保護者に対する助言が適切に行われるようにするため、学校相互間の連携協力を推進する。

(4) 教職員の資質能力の向上

ア いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切かつ迅速に行われるよう、研修を通じた教職員の資質能力の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教職員の配置、いじめの防止を含む教育相談に応じる心理、福祉等に関する専門的な知識を有したスクールカウンセラー等、学校の求めに応じた助言者の確保等に努める。

イ いじめに適切に対応できる学校指導体制を整備するため、部活動休養日の設定や部活動外部指導員の配置を検討するとともに、教員が行う業務の明確化を含めた業務の負担軽減を図るなど、学校運営の改善を支援する。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、情報モラル教育の充実と啓発活動等を行う。

ア 学校の児童生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視するネットパトロールの実施など、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する。

イ インターネット上に一度拡散した情報を消すことが難しいことや、インターネット上のいじめや不適切な行為が被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える危険性について、情報モラル教育の充実と啓発活動等を行う。

(6) 啓発活動

児童生徒やその保護者に対し、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度等について、広報・啓発活動を進める。

(7) いじめ発生時の対応

- ア 学校からいじめの事実があると思われるとの報告を受けたときは、当該学校に対しスクールカウンセラーや学校教育指導員の派遣等、必要な支援や措置を講じる。
- イ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 35 条第 1 項（同法第 49 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、必要がある場合には、いじめを行った児童生徒の保護者に対して、当該児童生徒の出席停止を命ずるなど、適切な措置を講ずる。なお、出席停止の措置を行った場合には、出席停止の期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りを支援する。
- ウ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を行う。

【学校教育法第三十五条】 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
 - 二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
 - 三 施設又は設備を損壊する行為
 - 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為
- 2 市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。
- 3 前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手續に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。
- 4 市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

(8) 学校評価における留意事項

学校はいじめの防止のための取組の実施状況を学校評価に位置付けるとともに、児童生徒や地域の状況を十分に踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、教育委員会はその評価結果を踏まえた改善に取り組むよう指導、助言を行う。また、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底するよう指導する。

3 学校が実施する施策

学校においては、法や条例、基本方針を踏まえ、全ての児童生徒が自分が必要とされる存在であると感じ、互いの違いを認め合い、支え合い、安心して学習やその他の活動ができる学校づくりの取組等、いじめの未然防止に向けた予防的な生徒指導を推進する。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、国のいじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）や北海道いじめ防止基本方針（以下「道の基本方針」という。）及び町の基本方針を参考にして、「学校いじめ防止基本方針」を定めることとする。その内容としては、いじめの未然防止、いじめの早期発見・事案対処の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修など、地域の特色に合わせたいじめの

防止全体に係る取り組み等が想定される。

その中核的な内容は、次に示すとおり。

- いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに向けたいじめの防止等の取組を体系的・計画的に行うための包括的な取組の方針
- いじめの防止等に向けた具体的な指導内容のプログラム化（「学校いじめ防止プログラム」の策定等）
- いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）の明示
- アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等の在り方についてのマニュアルの作成（「早期発見・事案対処マニュアル」の策定等）
- 学校いじめ防止基本方針におけるアンケート調査、個人面談の実施や、結果の検証及び組織的な対処方法の設定
- 「チェックリストを作成・共有して全職員で実施する」などの具体的な取組
- 「学校いじめ対策組織」の取組の行動計画となるような年間を通じた具体的な活動・事案対処に関する教職員の資質能力の向上に向けた校内研修の実施計画
- 加害児童生徒に対する成長支援の観点を踏まえた加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針
- 「学校いじめ対策組織」を中心としたPDCAサイクルによる点検、見直しの取組

策定した学校いじめ防止基本方針は、学校のホームページ等で公表するなど、保護者・地域への普及・啓発に努める。

加えて、学校いじめ防止基本方針の内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関に説明する。年度途中の転入についても同様に説明する。

学校は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づける。具体的には、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処マニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等に係る目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

また、策定及び見直しに当たっては児童生徒、保護者や地域の意見を積極的に取り入れるよう留意する。

（２）学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

各学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員及びスクールカウンセラー等により構成される学校いじめ対策組織を置く。

学校いじめ対策組織の役割として次のことを位置付ける。

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）が

あった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

- いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する役割
- いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム等）の作成・実行・検証・修正を行う役割
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画（学校いじめ防止プログラム等）に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針が自校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（P D C Aサイクルの実行を含む。）
- 学校いじめ防止基本方針の内容が、児童生徒や保護者、地域住民から容易に認識される取組を行う役割
- 児童生徒を徹底して守り通し、事案を解決する相談・通報を受け付ける窓口であるなど、「学校いじめ対策組織」の役割が、児童生徒や保護者、地域住民からも容易に認識される取組を行う役割

（3）未然防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組を行う。具体的には、児童生徒が主体的にいじめの問題について考え議論し、いじめが起こりにくい・いじめを許さない風紀の醸成に努めること。さらに、いじめの事実気づいた者は、傍観者となることなく、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとることなど、いじめを絶対に許さない取り組みの重要性を理解させるよう努める。

また、未然防止の基本は、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係及び学級・学校風土をつくる。

これら、いじめの未然防止として学校は次の取組を進める。

- 児童生徒の人間関係を形成する力の育成を図る取組を推進する。
- 児童生徒が学習やその他の活動において自己有用感や自己肯定感を高める取組を推進する。
- 家庭や地域と連携を図り、地域の人材、自然や歴史的風土、伝統、文化など多様な教育資源を活用して、児童生徒の発達の段階に応じた道德教育の充実を図る。
- 児童生徒の発達の段階に応じて、豊かな情操や社会性、規範意識を育くむため、地域が有する自然環境等の教育資源を生かした教育活動やボランティア活動などの体験的な活動を推進する。
- 学校の教育活動全体を通じた人権に関する教育の充実に向けた取組を推進する。
- いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるため、児童生徒への指導、保護者への啓発、教職員への研修等を実施する。

教職員においても、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。また、教職員相互の人間関係を向上させ、些細なことでも相談し合える職場環境づくりに努める。

(4) 早期発見

ア いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠蔽・看過・軽視することなく、いじめを積極的に認知する。

イ 日頃から児童生徒との触れ合いや、児童生徒と教職員との信頼関係の構築に努め、児童生徒への定期的なアンケート調査や個人面談の実施、スクールカウンセラーの相談日の周知等、児童生徒がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組む。

ウ 学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定める。

エ アンケート調査や個人面談における児童生徒のＳＯＳの発信や教職員へのいじめの情報の報告など、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

オ アンケート調査実施後に、関係児童生徒に対する個人面談を必ず実施する。

カ 児童生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないか、インターネットを利用したいじめをしていないかなどを監視するため、定期的にネットパトロールを実施する。

【主な取組例】

〔信頼関係の構築〕

- ・教職員と児童生徒が触れ合う機会・時間の確保
- ・「学校いじめ対策組織」等の組織における児童生徒に関する情報の集約、共有
- ・いじめの相談があった場合の適切な聴き取り方法や記録に係る研修 など

〔アンケート調査の実施〕

- ・定期的な調査の年間複数回の実施、必要に応じた随時調査の実施
- ・アンケートに回答しやすい質問項目・回答方法の工夫
- ・無記名での実施を基本に記名・無記名を選択するなどの方法の工夫 など

〔教育相談の充実〕

- ・定期的な相談の実施、必要に応じた随時相談の実施
- ・事前のアンケートの実施や相談場所の工夫等、相談しやすい条件や環境の整備
- ・日頃から、児童生徒の交友関係等の情報を学校内で共有し、相談に際して、当該児童生徒の状況や人間関係を踏まえ、通常の学習・生活に支障がないよう十分に配慮 など

〔相談窓口の設置〕

- ・「学校いじめ対策組織」等への相談機能の位置付け
- ・スクールカウンセラーの勤務日の周知
- ・学校だよりやホームページ等による、学校の相談窓口の周知 など

(5) 対処

ア 教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、特定の教職員が問題を抱え込むことなく、速やかに、学校いじめ対策組織に報告しなければならない。学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通すとともに、いじめを行った児童生徒に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

学校は、いじめへの対処として、学校いじめ防止基本方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録する。

【主な取組例】

- ・「学校いじめ対策組織」における迅速な確認、対処
- ・いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通すための継続的な観察・見守りの取組
- ・いじめを受けた児童生徒の気持ちを理解させる指導
- ・いじめを行った児童生徒や「観衆」、「傍観者」へのいじめの行為について理解させる指導
など

イ 教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関と連携しいじめの防止等のための取組を進める。

【主な取組例】

- ・他校や関係機関等との情報の共有・整理、指導方針の確認・共通理解、連携した指導
- ・当別町学校教育研究推進協議会等の既存の組織を活用した学校間の情報共有
- ・警察官等を講師にした非行防止や防犯に関する研修等の実施
など

第4 重大事態への対処

1 重大事態の意味

法第28条第1項において、次のとおり規定されている。

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の**生命、心身又は財産に重大な被害**が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が**相当の期間**学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○ 同条第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、次の事項などが想定される。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合（自殺を図った、自殺を図ろうとした場合）
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

○ 同条第1号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応する。

※ 不登校の定義：年間30日以上欠席した児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないまたはしたくともできない状況にある者（病気や経済的な理由を除く）をいう。

2 教育委員会及び学校による調査等

(1) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合には、学校は直ちに教育委員会に報告し、教育委員会はこれを町長に報告する。

(2) 調査の実施

学校から重大事態発生の報告を受けた教育委員会は、法第28条第1項に基づき教育委員会に設置する附属機関において調査を実施する。また、教育委員会は学校の教育活動に支障が生じないよう、必要な指導や支援を行い、連携して取り組む。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たるものとする。

なお、被害児童生徒・保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことも可能であり、いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進めるものとする。

(3) 実施する調査の内容

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に確認する。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

ア いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめを受けた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である(例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等)。

イ いじめを受けた児童生徒からの聞き取りが困難な場合

いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが困難な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを実施する。

(4) 心のケア

重大事態が発生した場合には、いじめを受けた児童生徒のみならず、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もあるため、教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。

(5) 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

これらの情報の提供に当たっては、教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

イ 調査結果の報告

調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は町長に報告する。

なお、調査結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見を調査結果の報告に添えることができる。

3 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置

(1) 再調査

報告を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、第30条第2項の規定に基づき設置される附属機関において当該調査の結果について調査(再調査)を行う。

再調査についても、教育委員会又は学校による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童

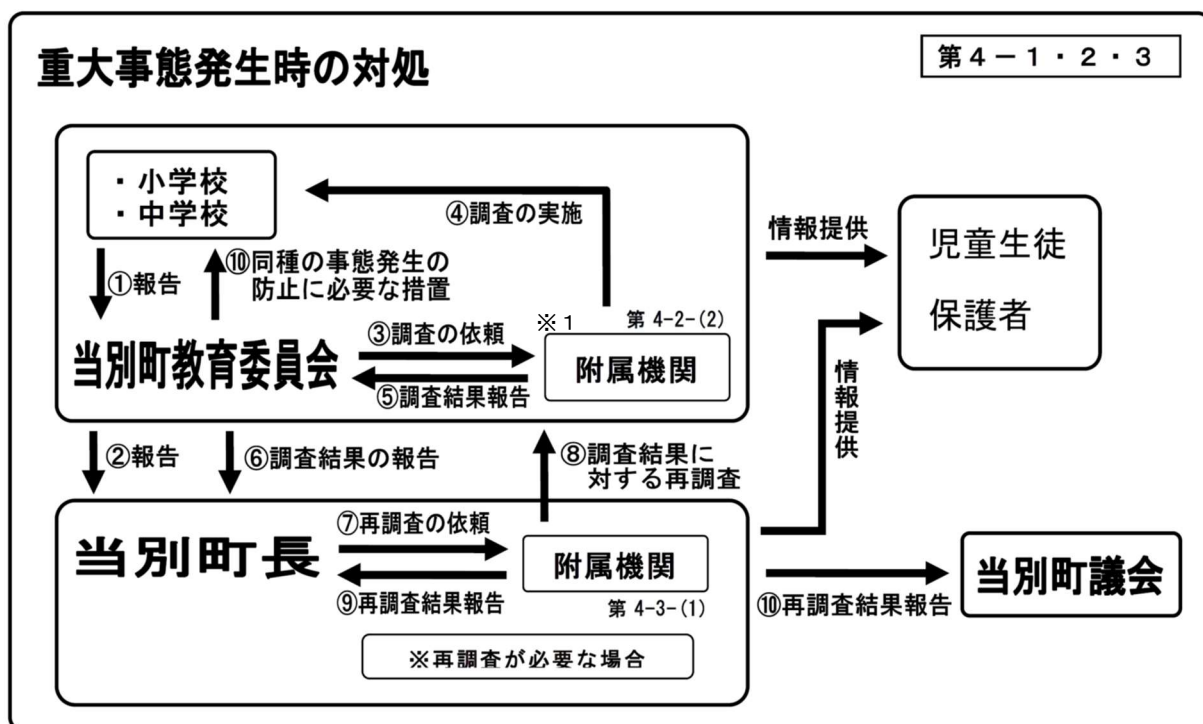
生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

町長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

また、再調査を行ったときは、町長はその結果を議会に報告する。報告する内容については、個々の事案の内容に応じ適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対して必要な配慮を行う。

【重大事態体系図】



※1 附属機関：「当別町いじめ問題調査委員会」 委員：教授、弁護士、医師、臨床心理士、社会福祉士

< 参考法令等 >

いじめ防止に関する法令などの沿革

- ・平成25年6月 「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」施行
- ・平成25年10月 「いじめの防止等のための基本的な方針（国の基本方針）」策定
- ・平成26年4月 「北海道いじめの防止等に関する条例」施行
- ・平成26年8月 「北海道いじめ防止基本方針（道の基本方針）」策定
- ・平成26年12月 「当別町いじめ防止基本方針」策定
- ・平成29年3月 「いじめの防止等のための基本的な方針（国の基本方針）」改定
- ・平成30年2月 「北海道いじめ防止基本方針（道の基本方針）」改定
- ・平成30年4月 「当別町いじめ防止基本方針」改定